

大阪市水道局告示第25号

総合評価一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

令和6年4月5日

大阪市水道局長 谷川友彦

1 担当部局

〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館9階

大阪市契約管財局契約部契約課委託・物品契約グループ

電話 06-6484-7084

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称及び数量

東部水道センター清掃業務委託 長期継続 一式

(2) 役務の特質等 入札説明書による。

(3) 履行期間 令和6年10月1日(火)から令和9年9月30日(木)まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

(5) 本件業務の入札は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項及び第2項に基づく低入札価格調査制度を併用した総合評価一般競争入札を適用する。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は、入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置（以下「停止措置」という。）を受けていないこと

(3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当せず、同要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者であること

(4) 令和4・5・6年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「01 建物等各種施設管

理 01 建物等清掃」で登録していること

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ。）に行えば、当該審査を行う。

ただし、令和6年4月19日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(5) 平成26年度以降、履行期間が1年以上かつ1契約あたりの清掃面積が2,000㎡以上の施設（ビル等）の清掃業務について元請としての契約履行実績を有すること。

ただし、履行中のものは除く（契約期間が複数年に及ぶ実績の場合は現在履行中であっても、1年以上の期間履行されていれば、その契約を実績と認める。）。

4 入札説明書等の交付場所等

(1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先

大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ。）

(2) 入札説明書等の交付方法

公示の日から令和6年4月19日（金）午後5時まで無償にて交付する（ただし、本市の休日を除く。）。

(3) 入札参加申請書等の受付期間

公示の日から令和6年4月19日（金）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）

(4) 入札参加申請書等の受付場所

入札説明書による。

5 契約条項を示す場所

(1) システム上

(2) 担当部局（1に同じ。）

6 入札執行の日時等

本入札は、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は入札説明書に基づき、本業務に関する入札書及び総合評価に関する企画提案書等関係書類を提出すること

(1) 入札書受付期間

ア 電子による場合

令和6年6月12日(水)から令和6年6月13日(木)までの午前9時から午後5時まで

イ 紙による場合

令和6年6月14日(金)午前10時から午前10時30分まで

ただし、大阪市水道局契約規程(昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号。以下「契約規程」という。)第23条第2項に規定する郵便等(簡易書留郵便もしくは信書が扱え、送付履歴がわかるもの。以下「郵便等」という。)による入札の場合は令和6年6月13日(木)午後5時までに必着のこと

(2) 企画提案書等提出期間

令和6年6月14日(金)午前10時から午前10時30分までの間に提出すること

ただし、契約規程第23条第2項に規定する郵便等による提出の場合は、令和6年6月13日(木)午後5時までに必着のこと

(3) 開札予定日時 令和6年6月14日(金)午前10時30分

(4) 開札場所

ア 電子による場合 システム上とする。

イ 紙による場合

大阪府中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館11階

大阪市契約管財局契約部入札室

(5) その他

企画提案書については正副各1通計2通を提出すること。正副各1通計2通の提出がない企画提案書等及び表紙(様式0)に入札参加者の記名がないものは提出がないものとみなす。

7 入札保証金等

(1) 入札保証金(見積った契約希望金額の100分の3以上) 免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額(入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額)の100分の3に相当する違約金を徴収する。

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規程第34条第1項に該当するときは、契約保証金を免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本業務にとって最適な事業者を選定するため、7(7)の落札者決定基準により、落札者を決定する。

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、評価の結果、総得点が最も高い者を落札候補者とする。評価にあたっては、学識経験者の意見を踏まえたうえで、公平かつ客観的に行うものとする。なお、総得点の最も高い者が複数存在する場合、くじにより落札候補者を決定する。

ただし、技術的評価点及び公共性評価点の合計が同じで入札価格が異なる場合は、くじによらず入札価格が低い者を落札候補者とする。

なお、落札候補者の入札金額が、低入札価格調査制度に基づいて決定される低入札価格調査基準価格を下回る場合は低入札価格調査を行う。

(7) 落札者決定基準 入札説明書による。

8 入札者に要求される事項

入札参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を令和6年4月19日(金)午後5時までに、持参又は郵便等により必着のこと。なお、当該書類に関し本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。

- (1) 契約規程第26条第1項の規定に該当する入札
- (2) 申請書類に虚偽の記載をした者の入札
- (3) システム所定の入札書もしくは紙入札による場合において本市が交付した入札書を用いないでした入札
- (4) 再度入札の場合にあっては、前回最低入札価格以上の価格でした入札
- (5) 低入札価格調査適用案件において、提出期限までに低入札価格根拠資料を提出しなかった調査基準価格を下回る価格の入札
- (6) 落札決定までの間に停止措置を受けた者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき入札等除外措置を受けた者がした入札

10 その他

- (1) この調達、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) この契約は、地方自治法施行令第167条の17に規定する長期継続契約案件である。
- (3) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (5) 本契約は、大阪市業務委託契約履行確認マニュアルの確認対象案件である。確認に応じないときは、停止措置、契約解除その他必要な措置を講じることがある。
- (6) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :
Cleaning of Eastern waterworks center, Long-term continuation

(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached

documents for the qualification confirmation: 5:00PM, 19 April 2024

(3) The date and time for the submission of tenders:

① on the Osaka City Electronic Tender System: from 9:00AM, 12 June 2024 to 5:00PM, 13 June 2024

② in person: from 10:00AM to 10:30AM, 14 June 2024

③ by post: 5:00PM, 13 June 2024

(4) A contact point where tender documents are available:

Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau, The City of
Osaka4-5 Osaka Sangyo Sozokan 9th Floor, Hommachi 1-chome, Chuo-ku, Osaka 541-
0053,

TEL 06-6484-7084

(We accept applications that are presented in Japanese only.)

(水道局総務部管財課)